

職員の人事行政の運営状況をお知らせします

平成24年度および平成25年度の職員の人事行政の運営状況の概要は次のとおりです。なお、詳細は、市人材育成課ホームページで公表を予定しています。

公表事項の内容は、人材育成課(☎内線3401)までお問い合わせください。

職員数の状況

●部局別職員数(各年4月1日現在)

(単位：人)

区分	条例定数	平成25年	平成24年	増減数	備考
議会	6	3	3	0	※職員数は常勤職員で、休職者・派遣職員を含みます。ただし、市長、副市長、教育長を除いています。
市長部局	390	299	304	-5	
監査委員	4	2	2	0	
教育委員会	140	47	48	-1	
農業委員会	5	3	3	0	
計	545	354	360	-6	

●部門別職員数(各年4月1日現在)

(単位：人)

区分	平成25年	平成24年	増減数	備考
議会	3	3	0	<ul style="list-style-type: none"> ・部門別職員数は、兼務をしている職員については主たる業務での計上となりますので、必ずしも部局別職員数とは一致しない場合があります。 ・職員数は一般職に属する職員数であり、休職者、茨城県などへの派遣職員を含み、臨時・非常勤職員を除いています。 ・一般行政部門とは、特別行政部門、公営企業等会計部門以外の部門で、特別行政部門は教育の部門、企業等会計部門は下水道、国民健康保険、青果市場、介護保険、後期高齢者医療保険の部門をいいます。 ・職員数は市長、副市長、教育長を除いています。
総務	85	83	2	
税務	32	34	-2	
労働	1	1	0	
農林水産	11	10	1	
商工	5	7	-2	
土木	40	44	-4	
民生	65	67	-2	
衛生	40	37	3	
一般行政部門計	282	286	-4	
教育	47	48	-1	
特別行政部門計	47	48	-1	
下水道	5	6	-1	
その他	20	20	0	
公営企業等会計部門計	25	26	-1	
総合計	354	360	-6	

●級別職員数などの状況

①行政職Ⅰの級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	①主事、技師、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、管理栄養士および栄養士の職務、②主事補および技師補の職務	7人	2.05%
2級	高度な知識または経験を必要とする主事、技師、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、管理栄養士および栄養士の職務	7人	2.05%
3級	①主査の職務、②主任の職務	194人	56.72%
4級	①課長補佐の職務、②副参事の職務	82人	23.97%
5級	①課長の職務、②参事の職務	36人	10.53%
6級	①次長の職務、②理事の職務	9人	2.63%
7級	部長の職務	7人	2.05%

②行政職Ⅱの級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	①一般技能職員(物の製造もしくは修理または機器の運転もしくは操作に従事する職員をいう。以下同じ)の職務 ②調理などの家政的業務を行う職員(以下「家政職員」という)の職務 ③自動車運転手の職務 ④用務員、労務作業員など(以下「用務員など」という)の職務	1人	8.33%
2級	経験を有する前記の職	2人	16.67%
3級	①相当な技能または経験を必要とする前記の職 ②一般技能職員、家政職員、自動車運転手または用務員などを直接指揮監督する職員の職務	9人	75.00%

●年齢別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

(単位：人)

年齢区分	行政職Ⅰ	行政職Ⅱ	計
24～25歳	2	0	2
26～27歳	3	0	3
28～29歳	3	1	4
30～31歳	10	0	10
32～33歳	11	0	11
34～35歳	20	2	22
36～37歳	28	0	28
38～39歳	21	0	21
40～41歳	17	0	17
42～43歳	18	0	18
44～45歳	19	0	19
46～47歳	25	1	26

年齢区分	行政職Ⅰ	行政職Ⅱ	計
48～49歳	23	0	23
50～51歳	33	1	34
52～53歳	42	0	42
54歳	13	0	13
55歳	14	0	14
56歳	13	1	14
57歳	12	1	13
58歳	9	1	10
59歳	5	4	9
60歳	1	0	1
計	342	12	354

職員の任免に関する状況

●採用者数の状況(平成25年4月1日付) (単位：人)

区分	試験採用	選考採用	再任用	計
一般行政職	9	2	0	11
技能労務職	0	0	0	0
計	9	2	0	11

●採用者数の状況(平成24年度) (単位：人)

区分	試験採用	選考採用	再任用	計
一般行政職	10	2	0	12
技能労務職	3	0	0	3
計	13	2	0	15

●選考採用の状況(平成25年4月1日付) (単位：人)

区分	市長部局	教育委員会	計
正規職員	2	0	2
任期付職員	0	0	0
計	2	0	2

●選考採用の状況(平成24年度) (単位：人)

区分	市長部局	教育委員会	計
正規職員	2	0	2
任期付職員	0	0	0
計	2	0	2

●競争試験の実施状況(平成25年4月1日付)

正規職員の競争試験を実施(一般事務職員、まちづくり担当事務職員、政策法務担当事務職員、土木技師、保健師)。

●競争試験の実施状況(平成24年度)

正規職員の競争試験を実施(観光戦略担当事務職員、一級建築士、自動車運転手、保健師、臨床心理士)。

●障害者の任用状況(各年6月1日現在)

区分	法定雇用率	平成25年	平成24年
市長部局	2.30%	2.03%	1.99%
教育委員会	2.30%	4.17%	4.08%
合算分	2.30%	2.34%	2.49%

●退職者数の状況(平成24年度) (単位：人)

区分	定年	勸奨	その他	計
一般行政職	4	10	4	18
技能労務職	1	0	0	1
計	5	10	4	19

●職員派遣の状況(平成24年度)

派遣先	人数	期間	備考
茨城県広報広聴課	1人	2年	対等人事交流
茨城県公園街路課	1人	2年	"
国土交通省関東地方整備局	1人	2年	
厚生労働省	1人	2年	
後期高齢者医療広域連合	1人	3年	

給与の状況

●職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	46.4歳	341,500円	422,700円
技能労務職	50.5歳	284,400円	326,600円

※「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものです。

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区分		経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25～30年未満
一般行政職	大学卒	280,300円	311,200円	342,200円	373,300円
	高校卒	254,200円	290,600円	327,800円	347,100円
技能労務職	高校卒	188,400円	該当者なし	該当者なし	313,200円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

●職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区分		牛久市	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	—
	中学卒	—	—

※12ページへ続く。

●職員の年齢別給料、手当、給与年額(一般行政職員※管理職除く。)

年齢区分	平均給料年額	平均手当年額	平均給与年額
29歳	2,289,600円	1,152,764円	3,442,364円
30歳	2,675,200円	1,442,756円	4,117,956円
31歳	2,742,514円	1,623,045円	4,365,559円
32歳	2,942,600円	1,730,287円	4,672,887円
33歳	3,144,000円	1,853,291円	4,997,291円
34歳	3,206,100円	1,845,135円	5,051,235円
35歳	3,229,050円	1,902,263円	5,131,313円
36歳	3,266,585円	2,063,158円	5,329,743円
37歳	3,440,318円	2,033,902円	5,474,220円
38歳	3,435,000円	2,003,986円	5,438,986円
39歳	3,518,347円	2,067,212円	5,585,559円
40歳	3,674,814円	2,215,089円	5,889,903円
41歳	3,847,200円	2,185,684円	6,032,884円
42歳	3,652,533円	2,158,404円	5,810,937円
43歳	3,724,320円	2,035,623円	5,759,943円
44歳	3,950,880円	2,180,897円	6,131,777円
45歳	4,021,938円	2,237,260円	6,259,198円
46歳	4,060,085円	2,426,485円	6,486,570円
47歳	4,085,905円	2,207,271円	6,293,176円
48歳	4,305,053円	2,426,949円	6,732,002円
49歳	4,151,130円	2,192,521円	6,343,651円
50歳	4,419,953円	2,356,714円	6,776,667円
51歳	4,429,515円	2,219,054円	6,648,569円
52歳	4,563,977円	2,178,525円	6,742,502円
53歳	4,621,978円	2,049,146円	6,671,124円
54歳	4,626,271円	2,018,580円	6,644,851円
55歳	4,677,547円	2,197,921円	6,875,468円
56歳	4,720,498円	2,464,891円	7,185,389円
57歳	4,788,738円	1,922,794円	6,711,532円
58歳	4,827,706円	2,028,632円	6,856,338円
59歳	4,859,176円	2,028,620円	6,887,796円
60歳	4,495,250円	1,792,279円	6,287,529円

※一般行政職員の平均手当年額には、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、地域手当、特殊勤務手当、住居手当、宿日直手当、時間外勤務手当が含まれます。

※平成24年4月から平成25年3月までの給与支給実績の平均です。なお、年齢は、平成25年4月1日現在のものです。

●職員の年齢別年間給料、給与(管理職)

区分	平均年齢	平均給料年額	平均手当年額	平均給与年額
部長職	55.2歳	5,127,040円	4,173,953円	9,300,993円
課長職	54.2歳	4,761,469円	3,500,373円	8,261,842円
課長補佐職	51.4歳	4,590,786円	2,800,045円	7,390,831円

※管理職の平均手当年額には、管理職手当、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、地域手当、特殊勤務手当、住居手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当が含まれます。

※平成24年4月から平成25年3月までの給与支給実績の平均です。なお、年齢は、平成25年4月1日現在のものです。

●職員の年齢別年間給料、給与(技能労務職員)

年齢	平均給料年額	平均手当年額	平均給与年額
56歳以下	3,111,922円	1,694,118円	4,806,040円
57～59歳	4,251,891円	1,501,083円	5,752,974円

※技能労務職員の平均手当年額には、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、地域手当、特殊勤務手当、住居手当、時間外勤務手当が含まれます。

※平成24年4月から平成25年3月までの給与支給実績の平均です。なお、年齢は、平成25年4月1日現在のものです。

職員の手当の状況

●期末手当・勤勉手当(平成25年4月1日現在)

	牛久市			国		
	1人当たり平均支給額(平成24年度) 154万5千円			—		
	(平成24年度支給割合)			(平成24年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当	月分	期末手当	勤勉手当	月分
6月期	1.225	0.675	月分	1.225	0.675	月分
12月期	1.375	0.675	月分	1.375	0.675	月分
合計	2.600	1.350	月分	2.600	1.350	月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～15%			職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		

※勤勉手当は、平成18年度から勤務評定に基づく勤務成績に応じて支給しています。

●退職手当(平成25年4月1日現在)

	牛久市(退職手当事務組合による)			国		
	自己都合	勸奨・定年	月分	自己都合	勸奨・定年	月分
(支給率)						
勤続20年	23.03	28.7875	月分	23.03	28.7875	月分
勤続25年	32.83	38.955	月分	32.83	38.955	月分
勤続35年	46.55	55.86	月分	46.55	55.86	月分
最高限度額	55.86	55.86	月分	55.86	55.86	月分
加算措置の状況	定年前早期退職特例措置 2～20%加算			定年前早期退職特例措置 2～20%加算		
1人当たりの平均支給額	1人当たり平均支給額(平成24年度)21,118千円			—		

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

●特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)			0円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)			0円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)			0%
手当の種類(手当数)			下記の3手当のみ支給
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症消毒作業手当	感染症感染の危険がある作業に従事した職員	感染症の病原体に汚染された場所や物件の消毒や動物などの駆除	1日につき 2,000円
行旅死亡人又は変死人処理作業手当	行旅死亡人または変死人処理作業に従事した職員	死体処理	1回につき 3,000円
災害出動手当	荒天、水害などの災害現場に出動し業務に従事した職員	台風災害現場出動	1日につき 2,000円

●時間外勤務手当

区 分	平成24年度	平成23年度
支給実績	62,298千円	49,719千円
支給職員1人当たり平均支給年額	261千円	202千円

●その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(平成24年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者13,000円、その他6,500円、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	国と同一		49,818千円	239,508円
地域手当	5級地(地域手当率6%(制度完成)となっています)	国と異なる	支給率は国の制度上と同一ですが、手当額の計算方法が異なります。当市では、給料表上の額に地域手当率(6%)を掛け合わせたものと現給保障額を比べ、現給保障額を超えた差額分のみを支給しています。(市独自)	75,877千円	230,627円
住居手当	・家賃12,000円を超える借家の場合、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	国と同一		13,629千円	262,088円
通勤手当	・乗用車などを利用する場合…距離に応じて2,000円～24,500円支給 ・電車、バスを利用する場合…6カ月定期を基本として、1カ月当たり55,000円まで支給	国と異なる(H23年4月～)	乗用車などの交通用具使用者について、距離に応じて100円から14,100円の加算。(H23年4月～)	17,554千円	64,772円
管理職手当	部長(11万円)、次長(8万円)、課長(7万円)、参事兼課長補佐・参事兼園長(5万円)、課長補佐・園長(4万円)、理事(2万円)参事(1万円)	国と異なる	定額制を取っているところは国と同一だが、支給額が国と異なる。	70,425千円	664,383円
単身赴任手当	勤務地により単身赴任する職員に月額23,000円支給	国と同一		276千円	276,000円

特別職の報酬等の状況

●特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等	
給 料	市長	880,000円
	副市長	680,000円
	教育長	640,000円
報 酬	議長	450,000円
	副議長	410,000円
	議員	390,000円

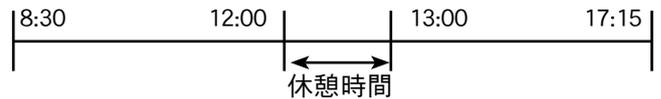
区 分	給 料 月 額 等						
期末手当	市長・副市長・教育長	6月期	1.45	月分			
		12月期	1.50	月分			
		合 計	2.95	月分			
退職手当	議長・副議長・議員	6月期	1.45	月分			
		12月期	1.50	月分			
		合 計	2.95	月分			
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式)	1年	2年	3年	4年	支給時期
		月数	5.5	11.0	16.5	22.0	退職時
		月数	3.1	6.2	9.3	12.4	退職時
		月数	2.4	4.8	7.2	9.6	退職時

※14ページへ続く。

職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

●勤務時間

- ・午前8時30分から午後5時15分まで(7時間45分勤務)
- ・休憩時間…正午から午後1時まで(1時間)



※保育園職員などは早番、遅番の制度があり、午前7時から午後7時の間で7時間45分勤務になるよう割り振り変更しています。

●年次有給休暇

- ・毎年1月から12月の1年間当たり20日を超えない範囲内
- ・前年の繰り越しは20日の範囲内で残日数

年次有給休暇 平均取得日数	平成24年 10.7日	平成23年 9.4日
------------------	----------------	---------------

※平成24年度勤務条件調査より。

※休暇単位は1日または半日。1時間単位でも取得できます。

●療養休暇

職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。

療養休暇 取得者数	平成24年 14人	平成23年度 21人
--------------	--------------	---------------

- ・公務上による傷病の場合…その療養に必要と認める期間
- ・私傷病による場合…90日の範囲内(平成18年7月1日から)

●特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故などの事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。※牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則、別表第2の32項目による。

●介護休暇(無給)

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫および兄弟姉妹を介護する場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。2週間から6カ月間で請求できます。

介護休暇 取得者数	平成24年度 1人	平成23年度 1人
--------------	--------------	--------------

●組合休暇(無給)

職員が職員団体の規約に定める機関の構成員として当該団体または上部団体の業務に従事する場合。任命権者の承認を受けなければなりません。1日または1時間単位で請求できます。

組合休暇 取得者数	平成24年度 0人	平成23年度 0人
--------------	--------------	--------------

●育児休業承認状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。

平成23・24年度の新規承認者

年度	区分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間			
			9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年9月以下	1年9月超え 3年以下
平成23年度	一般部門	3人	2人	1人	0人	0人
	教育部門	2人	0人	0人	0人	2人
	合計	5人	2人(40%)	1人(20%)	0人	2人(40%)
平成24年度	一般部門	4人	2人	1人	1人	0人
	教育部門	1人	1人	0人	0人	0人
	合計	5人	3人(60%)	1人(20%)	1人(20%)	0人

職員の分限処分および懲戒処分の状況

●分限処分・懲戒処分の状況(平成24年度)

- ・分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

分限免職	0人	分限休職	9人
------	----	------	----

- ・懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持することを目的に行う不利益処分をいいます。

減給処分	0人	戒告処分	0人
------	----	------	----

平成24年度公平委員会業務状況

●勤務条件に関する措置の要求状況(平成24年度) 要求なし

新規申立 件数	処理件数					平成24年度末 係属件数
	申立容認	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0

●不利益処分に関する不服申立ての状況(平成24年度) 申立てなし